

国際会議等の北海道開催の推進に係る基本方針

平成 20 年 10 月 24 日	各省庁連絡会議申合せ
平成 25 年 7 月 31 日	一部改正
平成 28 年 9 月 1 日	一部改正
平成 29 年 11 月 9 日	一部改正
令和元年 11 月 5 日	一部改正
令和 2 年 11 月 9 日	一部改正
令和 3 年 6 月 30 日	一部改正
令和 4 年 7 月 26 日	一部改正
令和 6 年 7 月 30 日	一部改正

平成 20 年 7 月 4 日の閣議了解に基づき国際会議等の北海道開催を円滑に推進していくため、この基本方針を定める。

1. 基本的な考え方

(1) 国際会議等の北海道開催推進の意義

平成 20 年 7 月 7 日から 9 日までの 3 日間、環境・気候変動問題などを主要テーマとする北海道洞爺湖サミット（以下「サミット」という。）が開催され、「北海道」の名は世界に広まった。この好機を活かして国際交流を一層進め、地域の持続的な活性化に結びつけていくことが重要である。

「北海道総合開発計画」（令和 6 年 3 月 12 日閣議決定）では、観光立国を先導する世界トップクラスの地域づくりを目標の一つとし、重点的に取り組む施策として北海道の優位性を活かした M I C E 誘致・開催を掲げている。さらに、北海道観光の課題解決を図るため、具体的な施策として、関係機関との連携による端境期の旅行需要創出に向けた M I C E の活用、地方部における M I C E 誘致・開催に取り組むこととしている。

国際会議等の開催推進は、我が国が観光立国を目指す上での重要な取組のひとつである。「観光立国推進基本計画」（令和 5 年 3 月 31 日閣議決定）では、我が国の M I C E 開催地としてのプレゼンスを向上させることとし、国全体での誘致力強化や開催地としての魅力向上等により、アジア主要国における最大の開催国の地位を奪還することが目標とされており、「明日の日本を支える観光ビジョン」（平成 28 年 3 月 30 日明日の日本を支える観光ビジョン構想会議決定）では、M I C E 誘致・開催の支援体制を抜本的に改善し、世界で戦える日本の M I C E へと成長させるとしている。

国際会議等の北海道開催の推進により、我が国全体の国際会議開催数の増加に貢献し、ひいては観光立国の実現に寄与するものと考えられる。

(2) 北海道による取組の強化

サミットの開催を契機に、北海道は、従来から進めてきた国際会議等の誘致の取組を強化しており、平成 20 年 9 月に、市長会、町村会、経済団体等とともに「北海道国際会議等誘致推進会議」を設置し、国際会議等の誘致に積極的に取り組んでいる。

また、「北海道総合計画」（令和 6 年 7 月北海道策定）では、新たなインバウンドをはじめとする道外からの旅行客を獲得するため、国及び地域の関係者などとの連携を強化しながら、北海道の強み・特性を活かした M I C E の誘致を推進することとしている。

(3) 国による支援のあり方

サミットの開催効果を地域に根付かせていくためには、自治体、経済界など地域の多様な主体が自主的・積極的な取組を続けることが不可欠であり、また、こうした地域の努力を国として支えていくことが重要である。

国際会議等の誘致・開催にあたっては、開催地の観光魅力や地域としてのバックアップ体制など、地域の総合力が必要とされる。特に、国際会議等の誘致・開催に関して専門的能力を有する人材が不足しているといわれる現状では、地域と主催者、P C O（会議支援事業者）など関連業界との連携により、国際会議等の誘致・開催に関する経験を積み重ね、地域にノウハウを蓄積していくことが重要であると考えられる。

このため、国は、国が関与する国際会議等の北海道開催に積極的に取り組み、より多くの国際会議等が北海道で開催されるよう努めるほか、関係者の連携による地域の総合力強化を念頭に置いて必要な支援を行っていくこととする。

2. 具体的な取組

(1) 国の総合窓口の設置

国際会議等の北海道開催を推進するため政府部内の調整、北海道との調整等を行う総合窓口（以下「国の総合窓口」という。）を国土交通省北海道局に設置する。

国の総合窓口は、各省庁から国際会議等に関する情報を収集し、北海道と協力して地域に必要な情報が適時適切に伝わるようにするとともに、地域における情報を各省庁に伝達することにより、関係者間の情報共有の円滑化に努める。

(2) 国が関与する国際会議等の北海道開催の推進

各省庁は、所管の独立行政法人等と連携し、それぞれが関与する国際会議等（国際機関が主催する会議を含む。）の北海道開催に積極的に取り組む。また、開催に当たっては、「会議等の環境配慮のススメ」（環境省）などのガイドラインを活用し、

環境に配慮し、地域に根ざした会議運営に努める。

各省庁連絡会議において、毎年、国が関与する国際会議等のうち向こう5年間に開催される見込みがあるものについて整理し、北海道において開催する計画を取りまとめる。また、新たに国際会議等の開催が予定された場合には随時登録し、国の総合窓口において取りまとめることとする。

(3) 地域の実施に対する各省庁の支援

各省庁は、所管の独立行政法人等と連携し、以下に掲げる施策等の実施を通じ、地域の実施を国の内外で支援する。

(施策の例)

- ・ 各省庁所管分野の学会・民間企業・団体に対する国際会議等の誘致・開催の働きかけ
- ・ 大臣招請レター発出等の誘致支援
- ・ 在外公館、国際観光振興機構等による誘致働きかけ
- ・ オンライン及びハイブリッド型の会議に必要とされるオンラインツールの整備・活用、開催ノウハウ等の提供

また、地域の資源・特性を活かした魅力ある観光地域づくりなど、国際会議等の開催環境の充実に資する取組を、関係省庁は地域と連携して推進する。

(4) 民間等への協力要請

国の総合窓口を中心として、北海道と連携し、民間が主催する国際会議等の北海道開催について関係団体等に働きかけ、その誘致に取り組む。その際、都府県在住の北海道出身者の団体など、道外北海道関係者のネットワークを活用する。また、PCOなど関連業界に対し、国際会議等の北海道開催推進についての理解と協力を働きかける。さらに、道内の大学が主催する国際会議等について、地域との連携を進めるため、地域との情報共有体制の構築等を働きかける。

(5) 推進状況のフォローアップ

各省庁連絡会議において、毎年、国際会議等の北海道開催の実績その他の推進状況を取りまとめ、公表する。また、この基本方針の内容について、必要に応じ見直しを図るものとする。